

第4節 自衛隊の施設別状況

1 航空自衛隊

(1) 航空自衛隊那覇基地（海上自衛隊第5航空群共用施設）

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字当間、字宮城、字高良、字具志）

(イ) 面積：2,074千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	403	0	-	1,671	2,074

(ウ) 地主数：154人

(エ) 年間賃借料：52億9千万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、体育館、格納庫、補給倉庫、弾薬庫、航空対潜水艦作戦センター

工作物：駐機場、コンパス調整場、貯油槽、貯水槽、通信設備、電源設備、気象レーダー

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：航空自衛隊南西航空混成団（団司令部、第83航空隊、南西航空警戒管制隊、第5高射群、南西航空施設隊、南西航空音楽隊）

海上自衛隊第5航空群（群司令部、第5航空隊、第9航空隊、第5支援整備隊、那覇航空基地隊）

その他の部隊（那覇救難隊、那覇ヘリコプター空輸隊、那覇管制隊、那覇気象隊、航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班、那覇地方警務隊、那覇地方調査隊、第1補給処東京支処那覇分室、自衛隊那覇病院、陸上自衛隊第101飛行隊、米空軍第18航空団第623戦術管制中隊）

ウ 沿革

自衛隊の引継ぎ前は米軍の那覇空軍・海軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰の際に一部返還され、沖縄返還協定了解覚書C表により自衛隊に引き継がれる。

航空自衛隊臨時那覇施設管理隊新編。

海上自衛隊臨時那覇施設管理隊新設。

昭和47年7月 海上自衛隊臨時沖縄航空派遣隊新設。

昭和47年8月 南西航空混成団臨時那覇派遣隊新編。

昭和47年10月 南西航空混成団那覇基地開所、臨時（那覇基地隊、第83航空隊、沖縄航空警戒管制隊）新編。臨時（那覇管制隊、那覇気象隊、警務分遣隊、調査分遣隊）新編。

昭和47年10月 臨時那覇救難隊新編。

昭和47年11月 運輸省航空局長と防衛庁防衛局長の間で「那覇飛行場の使用等に関する協定」を締結。

昭和47年12月 海上自衛隊臨時沖縄航空隊新規編成（航空機P-2J6機）。

昭和48年1月 対領空侵犯措置開始。

昭和48年4月 臨時高射訓練隊編成。

昭和48年10月 海上自衛隊沖縄航空隊の新編。

	南西航空混成団編合、南西航空施設隊新編、第1補給処東京支処那覇分室新編。
昭和54年3月	航空自衛隊那覇地区病院新編。
昭和56年7月	海上自衛隊第5航空群の新編。
昭和59年10月	第83航空隊の改編（那覇基地隊を廃止）。
昭和60年1月	南西航空音楽隊の新編。
昭和60年11月	第83航空隊の改編（第302飛行隊隷属）。
昭和61年3月	〃（第207飛行隊整理）。
昭和63年4月	自衛隊那覇病院の改編。
昭和63年9月	建物（30m ² ）を米軍の管制施設等として、地位協定2-4-(b)に基づき提供。
昭和63年10月	中央航空通信群監査隊第4監査班の新編。
昭和63年12月	航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）着工。
平成2年3月	航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）完成。
平成2年7月	海上自衛隊第5航空隊へP-3C配備。
平成4年3月	那覇ヘリコプター空輸隊の新編。
平成5年7月	海上自衛隊第9航空隊（P-3C配備）新編。
平成8年2月	第5高射群の改編。
平成12年5月	航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班の改編。

エ 使用目的

対領空侵犯措置、航空警戒管制及び後方支援業務

オ 施設の現状及び任務

同基地は、航空自衛隊南西航空混成団と海上自衛隊第5航空群の共用施設となっており、那覇空港の滑走路を国土交通省との使用協定に基づき使用している。

(ア) 航空自衛隊

南西航空混成団隷下の第83航空隊は、F-4EJ戦闘機及びT-4練習機等を保有し、対領空侵犯措置業務（スクランブル）を実施するほか、基地の後方業務を実施している。

南西航空警戒管制隊は宮古、久米島、沖永良部島、与座岳に分屯基地があり、各種レーダーにより航空警戒管制業務を行っている。

第5高射群は那覇、知念、恩納にそれぞれ高射部隊を配備し、パトリオット・ミサイルによる警戒待機任務についている。

南西航空施設隊は、南西航空混成団隷下の各基地等の土木工事及び整地作業等を行っている。

南西航空音楽隊は、主として沖縄県内において演奏活動を実施して、隊員の士気の高揚及び広報業務を実施している。航空救難団隷下の那覇救難隊は、U-125A及びV-107救難機をもって航空救難を主任務とし、その他海難救助及び緊急患者空輸などの災害派遣を行っている。（平成13年度末までの実施状況は、260件、591名である。）

同じく、航空救難団隷下の那覇ヘリコプター空輸隊は、CH47Jヘリコプターにて主に空中輸送を行っており、北は奄美大島から南は宮古島に至る各基地間の輸送を行っている。

航空保安管制群に属する那覇管制隊及び航空気象群に属する那覇気象隊は、航空機運行に必要な各種データを提供する。

航空システム通信隊保全監査群通信監査隊第4通信監査班は、通信監査を行っている。那覇地方警務隊は、航空自衛隊の部内秩序維持のための犯罪捜査及び交通統制、警護等の保安業務を行っている。第1補給処東京支処那覇分室は、部隊が保有する燃料給油車、消防車などの特殊車両及び発電機の監督検査業務を行っている。

自衛隊那覇病院は、隊員及びその家族の診療を行っている。

南西航空混成団は、従来米軍の沖縄南部訓練空域と北部訓練空域で訓練を行っていたが、昭和52年から新たに東部訓練空域も加えられた。

救難訓練では、沖縄南西及び北方の沿岸、久米島周辺、宮古島周辺、沖縄本島喜屋武岬沖等で照明弾の他シーマーカー、マリンマーカー（位置表示のための発煙、発光する火工品）等を投下して行われている。

(イ) 海上自衛隊第5航空群

海上自衛隊第5航空群は、現在、南西航路（本土 - 沖縄 - 台湾海域）の船団護衛等の海上防衛任務のほか航空救難、海難救助、災害派遣等に従事している。防衛庁は防衛力整備計画に基づき、昭和63年度からP - 2 Jに変わってP - 3 Cを逐次配備することとした。

海上自衛隊那覇基地においては、平成2年3月に航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）が完成し、それまで11機が配備されていたが、平成5年度で9機を配備し、20機（2個航空隊）態勢が確立された。

航空対潜水艦作戦センターは、洋上を飛行するP - 3 Cと陸上基地間の交信を確保するための後方支援施設として、国頭村伊地に建設された受信所及び本部町に建設予定の送信所と一体となって運用される予定である。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項（b）

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
米空軍第18航空団	管制施設等	30m ² （建物）	昭63. 9.22

キ 施設周辺の状況

この施設は、那覇市の西南にあって、那覇空港に隣接している。空港へのアクセス改善を目的として、施設内を横断する沖縄都市モノレール（平成15年開通予定）や関連道路が整備されている。また、沖縄本島中北部へのアクセス道路として、空港自動車道が整備されつつある。

(2) 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字当間、字大嶺）

(イ) 面積：105千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	9	-	-	96	105

(ウ) 地主数：1,826人

(エ) 年間賃借料：305百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎

工作物：ミサイル発射施設

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第5高射群第17高射隊

ウ 沿革

復帰前は、米軍の那覇陸軍補助施設として使用。

- 昭和47年 5月15日 復帰に伴い、那覇サイトに名称変更される。
- 昭和48年 1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき1千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。
- 昭和48年 4月 3日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り103千㎡が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。
- 昭和48年10月16日 南西航空混成団第5高射群第17高射隊発足。

エ 使用目的

パトリオット・ミサイル発射施設

オ 施設の現状及び任務

那覇高射教育訓練場は、航空自衛隊那覇基地の北端に隣接する管理地区と、那覇空港滑走路西側の海岸沿いに位置する運用地区からなる。

同基地に駐屯する第17高射隊は、南西航空混成団隷下の第5高射群に属する部隊で、地对空ミサイルによる防空任務にあっている。

第5高射群は、この他に恩納分屯基地、知念分屯基地にパトリオット・ミサイルを装備した高射隊を有している。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

同訓練場の周辺には、航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地及び那覇訓練場があり、那覇空港の利用者の増加に伴い、土地利用の必要性が高まっている。

(3) 航空自衛隊那覇基地与座分屯基地

ア 施設の概要

- (ア) 所在地：糸満市（字与座、字大里）
東風平町（字富盛、字世名城）

- (イ) 面積：161千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
糸 満 市	3	-	0	132	135
東 風 平 町	-	-	0	25	25
合 計	3	-	1	157	161

- (ウ) 地主数：123人

- (エ) 年間賃借料：35百万円

- (オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、倉庫、受信所

工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、グラウンド、浄化装置

イ 部隊名

- (ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

- (イ) 使用部隊名：第56警戒群、米空軍第18航空団第623戦術管制中隊

ウ 沿革

自衛隊への引き継ぎ前は、米軍の与座岳航空通信施設として使用。

昭和47年 9月20日 編成準備要員派遣。

昭和47年10月1日 臨時沖縄航空警戒管制与座岳分遣隊編成。
 昭和47年11月2日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき3千m²が返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和48年3月30日 第56警戒群の新編。
 昭和48年3月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき157千m²が返還され、自衛隊に引き継がれる。
 昭和49年10月 OHレーダーの建設工事着工。
 昭和50年5月 OHレーダーの建設工事完了。
 昭和62年2月 建物30m²を地位協定2-4-(b)施設として米軍に提供。

エ 使用目的

防空警戒管制施設

オ 施設の現状及び任務

与座分屯基地は、糸満市の与座岳(168m)に所在し、また受信所が東風平町の八重瀬岳(163m)にある。同分屯基地には、第56警戒群が所在している。

第56警戒群は、レーダーによる空域の監視、進入機に対する彼我の識別、スクランブル機の管制、対空通信の監視を主な任務としている。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項(b)

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
米空軍第18航空団	管制施設等	30m ² (建物)	昭62.2.5

キ 施設周辺の状況

この地域は、糸満市と東風平町の境界に接した与座岳、八重瀬岳に位置しており、県道15号線が具志頭村の国道331号から北上して地区の真中を縦貫し、東風平町の南側を走る県道52号線と接続している。

東風平町側はゴルフ場となっており、糸満市側は農業生産法人による樹園地が形成されている。

(4) 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：知念村(字吉富、字山里、字具志堅)
 佐敷町(字手登根、字伊原)

(イ) 面積：282千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
知念村	17	-	0	152	169
佐敷町	-	0	-	112	112
合計	17	0	0	264	282

(ウ) 地主数：195人

(エ) 年間賃借料：80百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：隊庁舎、食堂、補給倉庫、受電所、施設ショップ、射撃管制棟、警衛所、自動車修理工場、火薬庫、体育館兼プール、通信局所(建物全体計39棟、延べ11,460m²)

工作物：ミサイル発射施設、給水装置、ドラムヤード、燃料タンク、浄化槽

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第5高射群第18高射隊

ウ 沿革

復帰前は、米軍の知念第2陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い知念第2サイトに名称変更される。

昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 那覇基地隊において知念訓練隊新規編成。

昭和48年2月20日 約3か月にわたって米軍整備OJT(On the Job Training:実務訓練)を実施。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき310千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

” 米軍から施設管理権移管。

” 第18高射隊の新編。

昭和49年1月9日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り部分が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。

平成8年2月1日 第16高射隊の新編。

平成8年3月11日 隊舎新設。

エ 使用目的

パトリオット・ミサイル発射施設

オ 施設の現状及び任務

本施設は、知念半島の高台に位置する運用地区と運用地区から約2.5km離れた管理地区から成る。同訓練場には、航空自衛隊第18高射隊及び第16高射隊が駐屯し、地対空ミサイル(パトリオット)による防空任務にあっている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

管理地区の南側には民間の分譲住宅地、運用地区の南側には陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場がある。

北側はいづれも断崖となっている。両地区の間には、昭和54年3月に沖縄刑務所、昭和63年11月にはVORTが建設されている。施設周辺は、主にサイインゲン等の野菜畑、荒地となっている。

昭和52年6月1日、同訓練場の統制地区からカービン銃8丁が盗まれる事件が発生した。沖縄県では、米軍基地から流れた武器類が暴力団の手に渡り犯罪に使われる例が多かったため、この事件は各方面に大きな衝撃を与えた。県知事は、自衛隊沖縄連絡調整官あて「銃器類の管理について」の要請を行った。

(5) 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：恩納村(字南恩納、字谷茶、字富着)

金武町(字屋嘉)

(イ) 面積：269千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
金 武 町	-	-	16	-	16
恩 納 村	8	-	217	28	252
合 計	8	-	233	28	269

(ウ) 地主数：27人

(イ) 年間賃借料：38百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、食堂、補給庫、浄水槽

工作物：レーダー施設、ミサイル発射施設、給水施設、ボイラー

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第5高射群第19高射隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の恩納ポイント陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い恩納サイトに名称変更。

昭和48年1月31日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 訓練隊編成。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき265千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年5月14日 米陸軍より施設管理権移管。

昭和48年10月16日 第19高射隊新編。

昭和50年6月30日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき1千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和53年3月31日 隊舎建設。

平成12年8月11日 隊舎新設。

エ 使用目的

パトリオット・ミサイル発射施設

オ 施設の現状及び任務

同施設には、南西航空混成団第5高射群第19高射隊が駐屯している。同施設は、恩納村字恩納を中心に位置する庁舎のある運用地区と、そこから約5km離れた石川岳の山頂にある通信地区からなる。

第19高射隊の任務は、地対空ミサイル（パトリオット）により、侵入する敵の航空戦力を撃破又は任務放棄を余儀なくさせることにある。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

庁舎のある運用地区が所在する字南恩納周辺は、北西側が東シナ海に面し、本県でも有数のリゾート地域になっている。

北東から東そして南側にかけて山岳が連なり、周囲は主に針葉樹林、果樹園、原野となっている。通信地区が所在する石川岳の周囲は、主に森林、原野となっている。

(6) 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町（字仲村渠、字上江洲、字西銘、字大田、字兼城、字嘉手苅、字宇江城）

(イ) 面積：218千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	8	1	199	11	218

(ウ) 地主数：69人

(エ) 年間賃借料：18百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：本部庁舎、隊舎、食堂、体育館

工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、浄化装置

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第54警戒群、米空軍第18航空団

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の久米島航空通信施設として使用。

昭和47年10月3日 編成準備要員派遣。

昭和47年10月11日 臨時沖縄航空警戒管制隊久米島分遣隊編成。

昭和47年11月2日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき2千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年5月14日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき232千㎡が一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年5月20日 第54警戒群の新編。

昭和57年9月17日 建物430㎡を米軍の管制施設として地位協定2-4-(b)に基づき提供。

平成12年3月31日 受信所移設用地として、新たに3,495㎡を借り上げる。

平成14年3月29日 受信地区の土地の一部19,121㎡を返還。

エ 使用目的

防空警戒管制施設

オ 施設の現状及び任務

同分屯基地に駐屯する第54警戒群は、定められた空域の航空警戒と必要な場合における要撃管制、そして対空通信の監視を主な任務としている。交代制で24時間監視体制にある。

同分屯基地の施設及び管理地域、レーダー地区、ヘリポート等の一部が、一時使用施設として米軍に提供されている（米軍施設名称は、鳥島射爆撃場）。

同分屯基地は、米軍から自衛隊への防空任務の引継ぎに伴い、米軍の使用していたレーダーサイトを防衛庁が買い取ったものである。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項(b)

共同使用者	使用目的	面積	提供年月日
米空軍第18航空団	管制施設	430㎡（建物）	昭57.9.17

キ 施設周辺の状況

久米島分屯基地は、久米島中央部から北側にある高台に位置しており、近くに字江城城跡がある。

山頂部分の周辺は、山林地帯で久米島町の貴重な水源である白瀬川、島尻川及び儀間川の集水域となっている。又海岸地域の周辺は、優良農地のある農村地帯となっている。

(7) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：上野村（字野原）
平良市（字下里）

(イ) 面積：131千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
上 野 村	-	-	118	-	118
平 良 市	-	-	-	13	13
合 計	-	-	118	13	131

(ウ) 地主数：3人

(エ) 年間賃借料：公表されていない

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：本部庁舎、隊舎、倉庫

工作物：レーダー施設、給水施設、燃料施設、ヘリポート、浄化装置

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：第53警戒群

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の宮古島通信施設として使用。

昭和47年10月11日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき一部返還され、自衛隊に引き継がれる。

昭和48年2月15日 第53警戒群の新編。

昭和48年12月8日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき残り101千㎡が全部返還され、自衛隊に引き継がれる。

エ 使用目的

防空警戒管制施設

オ 施設の現状及び任務

同分屯基地に駐屯する第53警戒群は与座分屯地（第56警戒群）をキー局とし、久米島、知念、沖之永良部のレーダー基地と一体となって防空警戒管制にあっている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

同分屯基地は、宮古島のほぼ中央部に当たる野原岳の頂上付近にあり、平良市と上野村の境界地域に位置（大部分は上野村）している。

高台の傾斜地は、雑草の生い茂る荒地となっているが、上野村側の平坦部分は、以前は畜産センターとして利用していた。その他の周辺一帯は、さとうきびと葉たばこの生産を主体とした農耕地となっている。

(8) 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：久米島町（字仲泊）

(イ) 面積：7千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
久米島町	7	-	-	-	7

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：-

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第54警戒群

ウ 沿革

昭和50年 用地購入、宿舎建設、入居開始。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎には、航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地（第54警戒群）に配属された隊員とその家族が居住している。建物は、51 m^2 と41 m^2 の2世帯用の間取りを持つ建物が12棟ある。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

仲泊宿舎は、久米島町役場具志川庁舎の東側約600mの所にある小高い台地に所在している。

周辺一帯は、仲泊部落の宅地及びさとうきび生産を中心とした農耕地となっている。

(9) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：上野村（字上野原）

(イ) 面積：4千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
上野村	4	-	-	0	4

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：-

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第53警戒群

ウ 沿革

昭和48年3月 用地購入、宿舎建設。

昭和49年8月 14戸建設、入居開始。

昭和50年3月 10戸建設、入居開始。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎には、航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地（第53警戒群）に配属された隊員とその家族が居住している。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

野原宿舎は上野小学校の北方に位置し、周辺は住宅地域となっている。宿舎への立ち入りに何ら制限はなく、一般民家と特に異なる点はない。

(10) 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：上野村（字新里）

(イ) 面積：3千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
上野村	3	-	-	-	3

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：-

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：

イ 部隊名

(ア) 管理基地名：航空自衛隊那覇基地

(イ) 使用部隊名：南西航空警戒管制隊第53警戒群

ウ 沿革

昭和50年3月 用地購入。

昭和50年10月6日 10戸建設、入居開始。

平成14年3月1日 18戸建設（建替）し、入居開始。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎には航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地（第53警戒群）に配属された隊員とその家族が居住している。建物は、39㎡と49㎡の2世帯用の間取りとなっている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

新里宿舎は、上野村字新里の上野中学校グラウンド前に位置している。宿舎の西側は住宅地域で、東側は畑地が主になっている。

同宿舎は、一般民家と特に異なる点はなく、立入りも自由に行われている。居住している隊員や家族は、地元の行事等にも自主的に参加し、地元住民との交流は活発である。

2 海上自衛隊

(1) 海上自衛隊沖縄基地隊

ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字平敷屋）

(イ) 面積：87千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	10	-	0	76	87

(ウ) 地主数：96人

(エ) 年間賃借料：58百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、管理科棟、診療所、体育館、プール等

工作物：通信タワー、燃料タンク、掃海棧橋

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊

(イ) 使用部隊名：同上

ウ 沿革

自衛隊の引継ぎは前は、米軍のホワイトビーチ港海軍施設として使用される。

昭和47年5月15日 復帰時に返還され、沖縄返還協定了解覚書C表に基づき、自衛隊に引き継がれる。

昭和47年5月15日 臨時勝連管理隊新編（3名）。

昭和47年7月16日 臨時勝連管理隊廃止。

臨時沖縄基地隊派遣隊新編（71名）。

昭和48年10月16日 臨時沖縄基地隊派遣隊改編。

沖縄基地隊新編（本部、第35掃隊、第23艇隊、那覇連絡所）（177名）。

昭和49年9月30日 第23艇隊解除。

昭和51年10月1日 具志川送信所完成。

特務船「ほたか」編入。

昭和52年12月27日 沖縄水中処分隊新編。

昭和58年1月27日 第35掃海隊解除。

第48掃海隊編入。

特務船「ほたか」除籍。

特務船「あまみ」編入。

昭和58年1月27日 沖縄海洋観測所建設のためのホワイトビーチの一部（約70千m²）の共同使用が、日米合同委員会で承認。2月10日建設工事発注。

昭和62年3月24日 第48掃海隊解除。

第49掃海隊新編。

昭和62年7月1日 那覇連絡所廃止。

平成元年11月29日 特務船「あまみ」除籍。

特務船「みやと」編入。

平成5年11月9日 第49掃海隊解除。

第13掃海隊編入。

- 平成8年3月1日 特務船「みやと」除籍。
特務船「みやじま」編入。
- 平成9年3月19日 第13掃海隊を第46掃海隊に隊番号変更。
- 平成14年5月23日 特務船「みやじま」除籍。

工 使用目的

港湾施設及び後方支援施設

オ 施設の現状及び任務

同基地は勝連半島先端部にあって、米軍基地ホワイト・ビーチ地区に隣接している。海上自衛隊沖繩基地隊は掃海艇、水中処分隊特務船、曳船、交通艇等を保有し、主として沖繩の沿岸、重要港湾等を防備するために設けられた南西諸島唯一の艦艇基地部隊である。平時から、防衛任務を完遂するために必要な訓練を行う一方、海中の不発弾等各種の爆発物及び障害物の除去・処分、災害発生時における一般住民への協力を行っている。不発弾処理は、昭和47年から平成13年度末までの間に出勤回数604回、弾数69,645発、総処理重量189トンとなっている。

掃海部隊は沖繩沿岸の機雷の除去を主任務にしているが、まだ機雷除去で出勤したことはなく、模擬機雷を使った訓練をしている。沖繩基地隊には機雷除去の訓練設備がないため、佐世保へ回航して実施している。また、全国規模の海上自衛隊演習には、同基地隊の全兵力（掃海艇2隻、水中処分隊特務船、人員約250名）が参加している。

港湾施設の一部と海岸用地は米軍と共同使用しており、昭和58年1月には、沖繩海洋観測所の建設用地の共同使用（ホワイト・ビーチ地区の北側の一画約7万㎡）が日米合同委員会で合意され、同年1月27日共同使用が開始された。同観測所は、海洋の環境条件の調査、研究を目的とする。

また、具志川市在のキャンプ・コートニー返還地に具志川送信所があり、隊員10名が常駐している。隊員250名中、営内居住者150名、営外居住者100名で、営外居住者の多くは沖繩市及び具志川市に宿舎を借りている。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
米海軍艦隊活動司令部	船舶係留施設等	150㎡	昭47.5.15
〃	電力供給施設等	1㎡	昭55.1.26
〃	海洋観測所	70㎡	昭58.1.27
米陸軍第10地域支援群	連絡事務室等	3㎡	昭47.5.15

キ 施設周辺の状況

この施設は、米軍ホワイト・ビーチ地区の北東部に位置し、ホワイト・ビーチ地区との間には仕切りもなく往来は自由である。

具体的な跡地利用計画はまだ策定されていないが、ホワイト・ビーチ地区の海岸部は港湾区域、平地部が住宅区域として計画されていることから、それらと関連した開発が検討されている。

(2) 海上自衛隊沖繩基地隊具志川送信所

ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字天願、字昆布）

(イ) 面積：172千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
具 志 川 市	7	-	-	164	172

(ウ) 地主数：137人

(I) 年間賃借料：145百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：局舎（689㎡）（建物全体計3棟、延べ722㎡）

工作物：アンテナ9基、マイクロタワー1基

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊

(イ) 使用部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

昭和46年6月30日 米軍のキャンプ・コートニーの一部396千㎡が返還。

昭和50年5月1日 返還地のうち139千㎡が自衛隊に引き継がれる。

昭和51年11月9日 海上自衛隊沖縄基地隊所属の通信所として開所。

エ 使用目的

送信所

オ 施設の現状及び任務

同送信所は、米軍基地キャンプ・コートニーの一部139千㎡が返還されたものを、防衛施設局が借り上げて建設したものである。

同送信所は、海上自衛隊沖縄基地隊本部通信所に所属し、隊員約10名が常駐している。

同送信所は、9基の各種アンテナと10台の短波通信機を有し、沖縄近海で作戦を展開する海上自衛隊の艦船や航空機に対し、勝連町の沖縄基地隊や那覇市にある第5航空群からの電波を中継送信する業務を持っている。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

この施設は、金武湾に面する具志川市字天願の北側に位置し、キャンプ・コートニーに隣接している。

現在のところ跡地利用計画は策定されていないが、キャンプ・コートニーが産業地区、住宅地区等の都市開発整備が計画されていることから、それらと有機的に関連した開発が検討されている。

(3) 海上自衛隊国頭受信所

ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字伊地）

(イ) 面積：316千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
国 頭 村	208	-	92	17	316

(ウ) 地主数：38人

(I) 年間賃借料：9百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：アンテナ 4 基（高さ20m × 1 基、25m × 1 基、10m × 1 基、18m × 1 基）、局舎
（約560㎡）、車庫、倉庫

工作物：通信用鉄塔

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊第 5 航空群

(イ) 使用部隊名：海上自衛隊第 5 航空群

ウ 沿革

昭和63年 8 月 海上自衛隊第 5 航空群（那覇基地）は、航空対潜水艦作戦センターと送受信施設の必要性及び着工計画を発表。

平成元年12月 国頭村議会において、P - 3 C 受信施設建設推進決議を可決。

平成 2 年11月 P - 3 C 受信施設着工。

平成 3 年 9 月 P - 3 C 受信所が完成。

エ 使用目的

受信所

オ 施設の現状及び任務

同受信所は、洋上を飛行する P - 3 C と陸上基地間の交信を確保するための後方支援施設として、海上自衛隊第 5 航空群が装備する航空対潜水艦作戦センター及び本部町に建設予定の送信所と一体となって運用されるものである。

カ 共同使用の状況

なし

キ 施設周辺の状況

当該地区を含む一帯は、国頭村の西中央部に位置する産地丘陵地帯で、以前はパインを中心に一部でサトウキビの生産が営まれていた。

平成 2 年10月に、当該区域は農業振興地域から解除されたが、周辺地域ではサトウキビのほか花き栽培が行われている。

(4) 海上自衛隊本部送信所

ア 施設の概要

(ア) 所在地：本部町（字豊原）

(イ) 面積：293千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
本 部 町	109	-	-	184	293

(ウ) 地主数：116人

(エ) 年間賃借料：46百万円

同送信所については、本部町豊原地区に P - 3 C 関連施設の建設が予定されていたが、地元を中心に建設反対の運動が繰り広げられたことから、現在に至るまで建設が実現していない。

3 陸上自衛隊

(1) 陸上自衛隊那覇駐屯地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字鏡水、住吉町）

(イ) 面積：306千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	118	-	-	188	306

(ウ) 地主数：681人

(エ) 年間賃借料：724百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、修理工場、車庫、倉庫、医務室、哨舎、消防舎、整備格納庫、厚生センター

工作物：バスケットコート、グラウンド、プール、給水施設、通信装置

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：同上

ウ 沿革

昭和47年5月	返還協定了解覚書C表に基づき米軍の那覇ホイール地区が返還され、自衛隊に引き継がれる。
昭和47年10月1日	陸上自衛隊那覇駐屯地開設。臨時第1混成群設置。
昭和48年9月	第1混成団準備本部設置。
昭和48年10月16日	第1混成団発足。
昭和49年6月5日	特別不発弾処理班が特別不発弾処理隊に改編。
昭和55年2月14日	那覇空軍・海軍補助施設の109千㎡を陸上自衛隊が訓練場として共同使用。
昭和57年3月31日	那覇空軍・海軍補助施設の全面返還（2,278千㎡）に伴い、引き続き陸上自衛隊が1,069千㎡を使用。
昭和57年11月10日	陸上自衛隊那覇訓練場内道路の一部について、一般車両の通行を昭和62年の海邦国体終了まで承認。
昭和62年9月	那覇港湾施設及び那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴い、駐屯地用地として65千㎡を借り上げる。
平成5年9月	特別不発弾処理隊が第101不発弾処理隊に改編。
平成8年3月29日	第1混成団音楽隊改編。

エ 使用目的

団本部及び後方支援施設

オ 施設の現状及び任務

同駐屯地には、団本部及び団本部付隊、第1混成群、第101後方支援隊、第416基地通信隊、第430会計隊、第1混成団音楽隊、第101飛行隊、第101不発弾処理隊が駐屯している。

第1混成団は通常の訓練のほかに不発弾処理、緊急患者空輸、災害派遣等の活動も行っている。

(2) 陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：東風平町（字富盛）

(イ) 面積：77千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
東風平町	-	-	6	71	77

(ウ) 地主数：58人

(エ) 年間賃借料：19百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、修理工場、哨舎、体育館

工作物：プール、テニス場、グラウンド、給水施設、通信施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群本部及び本部管理中隊、第306高射搬送通信中隊、第107高射直接支援隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の与座岳第1陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い与座岳第1陸軍補助施設として使用。

昭和48年4月16日 全面返還され、沖縄返還協定了解覚書B表に基づき陸上自衛隊が使用。

昭和48年5月 与座分屯地発足。

エ 使用目的

第6高射特科群本部及び後方支援施設

オ 施設の現状及び任務

与座分屯地は、陸上自衛隊第1混成団隷下の第6高射特科群本部があり、本部管理中隊、第306高射搬送通信中隊、第107高射直接支援隊の3部隊が駐屯している。

(3) 陸上自衛隊那覇駐屯地南与座高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市（字新垣、字真栄平）

具志頭村（字安里、字仲座）

東風平町（字世名城）

(イ) 面積：132千 m^2

単位：千 m^2

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	-	-	1	88	88
具志頭村	-	-	-	42	42
東風平町	-	-	-	2	2
合計	-	-	1	131	132

(ウ) 地主数：67人

(I) 年間賃借料：38百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：哨舎、庁舎、ミサイル修理工場、弾薬庫、車両整備場

工作物：土留（よう壁）、避雷設備、通信装置、発電機、テニス場、給水施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群第326高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の与座岳第2陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 復帰に伴い与座岳サイトに名称変更。

昭和48年2月15日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき85千㎡が一部返還され、陸上自衛隊が使用。

昭和48年4月16日 南与座分屯地開設。

昭和49年9月30日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき132千㎡が全面返還され、その一部を陸上自衛隊が使用。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場には第6高射特科群第326高射中隊が駐屯し、ホーク・ミサイル発射地区としての機能を有している。ホーク・ミサイル、移動式ミサイル誘導レーダー等が装備されている。

わが国には、ミサイル発射訓練場がないため、年1回中隊規模で渡米し、ニューメキシコ州マックグレゴア射撃場でミサイルの実射訓練を行っている。

(4) 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：知念村（字知念）

(イ) 面積：141千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
知念村	1	-	0	139	141

(ウ) 地主数：78人

(I) 年間賃借料：39百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：庁舎、隊舎、車両整備室、整備室、変電所、倉庫、発電機室、誘導弾薬庫、機械室

工作物：テニス場、給水施設、避雷設備

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群第325高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の知念第1サイト（ミサイルサイト）として使用。

昭和48年4月6日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき返還され、知念分屯地開設。

平成元年2月1日 県道新設計画に伴い、保安用地として23千㎡を借上。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場も、他の自衛隊施設同様、米軍が使用していた施設を復帰後引き継いで使用している。

同施設は管理地域と訓練地域から成る。管理地域には庁舎、隊舎、食堂、車両整備室、受電所、グラウンド等があり、訓練地域には移動レーダー、発電室、ミサイル射撃室、組立工場等がある。

(5) 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：沖縄市（字白川、字倉敷）

恩納村（字山田）

(イ) 面積：157千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
沖 縄 市	-	-	90	29	119
恩 納 村	-	-	38	-	38
合 計	-	-	128	29	157

(ウ) 地主数：27人

(エ) 年間賃借料：49百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：庁舎、隊舎、車両整備室、倉庫、発電室、哨舎、貯蔵庫

工作物：テニス場、給水施設、土留（よう壁）、避雷設備

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群第323高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、米軍の知花陸軍補助施設として使用。

昭和47年5月15日 米軍の知花サイト（150千㎡）と嘉手納弾薬庫の一部（20千㎡）を共同使用。

昭和48年4月23日 共同使用していた知花サイトが返還され、その大部分（150千㎡）を陸上自衛隊が使用。

昭和48年5月1日 胡差分屯地開設。

昭和49年4月11日 白川分屯地に名称変更。

昭和52年11月30日 共同使用地域の残り部分である嘉手納弾薬庫の一部（20千㎡）と、隣接する嘉手納弾薬庫の一部（11千㎡）がそれぞれ返還され、陸上自衛隊が使用。

平成8年12月31日 第18航空団の第18通信中隊に使用されていた知花サイトの一部（1千㎡）が返還され、知花サイトは全部返還となった。

平成12年4月1日 平成8年12月31日に返還された知花サイト跡地1千㎡を追加使用。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場は沖縄市白川にある管理地域と、同地域から約10km離れた恩納村、沖縄市にまたがる訓練地域からなる。同訓練場にはホーク・ミサイルが装備されている。

(6) 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字平敷屋、字内間、字平安名）

(イ) 面積：192千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	20	-	-	172	192

(ウ) 地主数：235人

(エ) 年間賃借料：103百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：隊舎、司令所、車両整備工場、倉庫、射撃場、発電機室、機械室

工作物：テニス場、給水施設、避雷設備

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：第6高射特科群、第324高射中隊

ウ 沿革

自衛隊の引き継ぎ前は、西原第2陸軍補助施設として使用。

昭和48年5月1日 沖縄返還協定了解覚書B表に基づき返還され、勝連分屯地開設。

昭和54年3月31日 射撃場を建築。

エ 使用目的

中隊本部及び中隊施設

オ 施設の現状及び任務

同訓練場には、与座分屯地に本部を置く第6高射特科群隷下の第324高射中隊が駐留している。

ここには本県で唯一の自衛隊の射撃場があり、県内の陸上自衛隊、航空自衛隊などが射撃訓練を実施している。

(7) 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字比嘉）

(イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	-	-	8	246	254

(ウ) 地主数：99人

(エ) 年間賃借料：22百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：なし

工作物：なし

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群、米海兵隊（地位協定2-4-(b)）

ウ 沿革

昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定2-4-(b)の一時使用施設として米軍に提供（年間40日を限度）。

昭和53年6月1日 管理権が自衛隊に移り、自衛隊の専用施設となる。
米海兵隊は従来どおり一時使用が許され、年間120日（水域は180日）を越えない範囲で使用している。

エ 使用目的：訓練場

使用条件： 実弾は使用しないこと
ヘリによる救難、救助訓練が主であること
地元側の立入りを最大限に考慮すること
漁業従事者に迷惑をかけないこと

オ 施設の現状及び任務

この施設は、勝連半島の先端部から東方へ約6.7kmの沖合に位置する浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850m以内の円形区域が訓練水域である。

昭和53年6月1日以降、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊で行っている。

カ 共同使用の状況

地位協定第2条第4項(b)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
在沖米海兵隊	訓練場	254千㎡	昭53.6.1

(8) 陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字鏡水）

(イ) 面積：40千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
那覇市	-	-	-	40	40

(ウ) 地主数：（陸上自衛隊那覇駐屯地に含む）

(エ) 年間賃借料：（ " ）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：駐車場、下水道

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団

ウ 沿革

昭和47年3月 米軍人用住宅であったものを、復帰に伴い自衛隊が宿舎として引き継ぐ。
 平成元年3月 那覇宿舎新設に伴い、入居者全員当該宿舎を退居。
 平成2年2月 宿舎用地は那覇駐屯地用地へ用途変更。
 平成3年3月 11棟取り壊し。
 平成8年10月 6棟取り壊し。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎は陸上自衛隊那覇駐屯地の西側にある。建物は大部分が1棟2世帯用(51㎡と41㎡)に設計されており、計8棟、建物延べ面積968㎡となっている。

(9) 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市(字賀数)

(イ) 面積：37千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
糸満市	37	-	-	-	37

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物

建物：宿舎

工作物：給水施設、浄化施設、通信装置

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

昭和49年10月 用地購入。

昭和49年11月 使用開始。

平成3年 2.6千㎡を県道用地として割譲。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎は、糸満市字賀数の住宅密集地域から北東に約400m離れた所に位置している。

なお、同宿舎は老朽化に伴い、現在(平成14年12月末)建替中(7階建、4棟)である。

(10) 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎

ア 施設の概要

(ア) 所在地：糸満市(字阿波根)

(イ) 面積：10千㎡

単位：千m²

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
糸 満 市	10	-	-	-	10

(ウ) 地主数：(国有地)

(イ) 年間賃借料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：宿舎

工作物：通信装置、給水装置、汚水浄化施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

昭和48年11月 用地購入、宿舎を建設して使用開始。

平成13年2月 宿舎2棟建設。

エ 使用目的

宿舎

オ 施設の現状及び任務

同宿舎は糸満市字阿波根にあって、国道331号から東側に約300m入ったところに所在する。

同宿舎は130室あり、航空自衛隊与座分屯地や陸上自衛隊与座分屯地及び南与座高射教育訓練場、そして航空自衛隊那覇基地、陸上自衛隊那覇駐屯地に勤務する職員とその家族が居住している。

(11) 陸上自衛隊那覇訓練場

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市(字安次嶺、字小禄、字鏡水)

(イ) 面積：895千m²

単位：千m²

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
那 覇 市	43	-	-	852	895

(ウ) 地主数：1,136人

(イ) 年間賃借料：26億8千6百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：なし

工作物：なし

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第1混成団

ウ 沿革

昭和57年4月 一部返還された米軍の那覇空軍・海軍補助施設を陸上自衛隊那覇訓練場として開設し使用開始。

昭和59年4月 58千m²を空港施設(国際線ターミナル用地)として返還。

昭和62年9月1日 那覇港湾施設(一部)及び那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴い、訓練場用地として1,224m²借上げ。

平成元年 3月 10千㎡を宿舍用地に用途変更。
 平成 3年 3月 67千㎡を空港施設（新ターミナル用地）として返還。

エ 使用目的

訓練場

オ 施設の現状及び任務

この施設は、昭和57年 4月 1日に陸上自衛隊那覇訓練場として開設された。

同施設は、陸上自衛隊那覇駐屯地と航空自衛隊那覇基地との間に位置し、施設のほとんどが原野で立木、雑草類が生い茂っている。

同訓練場では、主に陸上自衛隊による野営訓練等が行われている。

(12) 陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舍

ア 施設の概要

(ア) 所在地：那覇市（字安次嶺、字小禄）

(イ) 面積：10千㎡

単位：千㎡

市町村名	国 有 地	県 有 地	市町村有地	私 有 地	計
那 覇 市	0	-	-	10	10

(ウ) 地主数：35人

(エ) 年間賃借料：32百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：宿舍

工作物：電力線路、通信線路、給水施設

イ 部隊名

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第 1 混成団

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第 1 混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第 5 航空群、沖縄地方連絡部

ウ 沿革

平成元年 3月 老朽化が著しい鏡水宿舍の代替として新築。

平成 2年 3月 宿舍用地140㎡を購入。

エ 使用目的

宿舍

オ 施設の現状及び任務

同宿舍は、陸上自衛隊那覇駐屯地の南側に位置している。国道331号に面しているため、交通の利便性は良い。建物は、1棟5階建て40室が2棟建っている。